

議案第71号

加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年12月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、加西市水道事業に関し、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(水道の布設工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に定める工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第4条第1項に定める資格とする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、令第6条第1項に定める資格とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の公布に伴い、水道法が一部改正され、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったため、本条例を制定しようとするもの。

政策等の形成過程説明資料

平成24年12月定例会

議案等の 件名	議案第71号	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号。以下「第2次一括法」という。)第38条による水道法の一部改正により、水道布設工事の監督技術者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準を条例で定める必要があり、これを政令と同じ基準とし条例化するものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

他の自治体においても、第2次一括法の経過措置期間中(平成25年3月31日まで)に、水道布設工事の監督技術者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準が、政令で定める資格を参酌し条例化されることとなります。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

水道法、水道法施行令、水道法施行規則

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

基準の変更は行わないため、従来と同様の配置基準・資格基準です。

担当部局	担当課	添付資料の有無
生活環境部	上下水道課	有・ <input checked="" type="radio"/> 無